

奈良県手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十六年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十八号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良県手数料条例の一部を改正する条例（平成二十五年十月奈良県条例第十七号）の施行期日は、平成二十六年三月二十日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。